


所管部課	子育て支援部青少年課	部長	吉沢 寿子	
件名	令和3年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱について			
		区分	1 審議事項 ○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例、東大和市立学童保育所条例施行規則 東大和市立児童館条例		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 引き続き、令和3年度においても実施するため、要綱を制定するものである。</p> <p>(2) 変更点 年度を改める。</p> <p>(3) 施行日 市長決裁日</p> <p>(4) 影響及び効果 就労等で放課後の児童の保育をできない保護者が、学童保育所とランドセル来館の利用しやすい方の事業を選択して利用することができ、利便性が向上する。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>当該事業は、平成20年度から学童保育所の待機児童対策として、児童館や小学校の教室を一時利用して実施しており、令和元年度からは、放課後の多様な居場所のひとつとして位置づけ、選択して利用できるようにしている。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、市長決裁を経て本要綱を制定したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。